

# 小児慢性疾病医療費助成制度における 指定医の申請手続きについて

## 指定医について

- 平成26年5月に児童福祉法が改正され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されています。
- 新たな制度では、医療費支給認定に必要な診断書(医療意見書)を作成できる医師は、都道府県知事等の指定を受けた指定医に限られます。
- 指定医の指定を受けるためには、申請手続きが必要です。
- 都道府県知事等の指定を受けた小児慢性特定疾病の指定医療機関であれば、指定医でなくても医療を行うことはできます。
- 次ページ以降に詳細を記載しておりますので、ご確認のうえ、申請を行ってください。

## 申請方法

### 【提出書類】

「指定小児慢性特定疾病指定医指定申請書」((表)(裏)あり)

### 【提出先】

※勤務先の医療機関の所在地によって、申請先は異なります。詳細はP3をご覧ください。

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

## 留意事項

- 指定後、鹿児島県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定医の氏名、勤務先の医療機関は県ホームページに掲載します。
- 指定の有効期間は5年間です。

### 【問い合わせ先】

鹿児島県子ども家庭課母子保健係      電話 099-286-2775

## 指定医の要件・職務

### 【要件】

- 以下のいずれかの要件を満たす医師であること。
  - ・ 疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、関係学会の専門医(※2)の認定を受けていること。
  - ・ 疾病の診断又は治療に5年以上(※1)従事した経験があり、都道府県等が実施する研修を修了していること。

※1 医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修を受けている期間も含む。

※2 関係学会の認定する専門医・・・「厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格」参照

### 【職務】

- 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請に必要な診断書(医療意見書)を作成すること。
- 患者データ(医療意見書の内容)を登録管理システムに登録すること。  
(システムへの登録については、開始時期等は未定です。)

## Q&A

Q 複数の医療機関に勤務をしているが、申請はどこにしたらよいか。

A 申請先は、勤務先の医療機関(医療意見書を作成する可能性があるところ全て)の所在地を管轄する自治体です。

※本県の場合 ... 鹿児島市は鹿児島市 鹿児島市以外は鹿児島県

例1 A病院(所在地:鹿児島市)とBクリニック(所在地:鹿児島市以外の県内B市)に勤務し、A・B両方で医療意見書を作成する場合

⇒ A病院の所在地を管轄する鹿児島市とBクリニックの所在地を管轄する鹿児島県の両方に申請

もし、鹿児島市にのみ申請をし、鹿児島県に申請をしなかったらBクリニックで作成した医療意見書は無効

例2 Bクリニック(所在地:鹿児島市以外の県内B市)とC診療所(所在地:鹿児島市以外の県内C町)に勤務し、B・C両方で医療意見書を作成する場合

⇒ B・Cの所在地を管轄する鹿児島県に申請

なお、この場合、医療機関毎に申請する必要はなく、申請書は1通のみでよい

